

国際教養大学言語異文化学修センター利用細則

平成 29 年 4 月 1 日
理事長 決定
細 則 第 28 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国際教養大学学則第5条第2項の規定に基づき、国際教養大学能動的学修・評価センター内言語異文化学修センター（Language Development and Intercultural Studies Center。以下「LDIC」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 LDICを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 国際教養大学の教職員及び学生（以下「学内利用者」という。）
- (2) 前号に掲げる者以外の者（以下「学外利用者」という。）

(開館日及び開館時間)

第3条 LDICの開館日及び開館時間は、能動的学修・評価センター長（以下「センター長」という。）が定めることとし、時節に応じて任意に変更することができる。

(利用規律)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食事及び喫煙をしないこと。
- (2) LDICの図書・資料、機器及び施設を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) その他LDIC内の秩序を乱し、他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと。

(閲覧)

第5条 利用者は、図書・資料をLDIC内の所定の場所で閲覧することができる。

2 利用者は、閲覧を終えた図書・資料を所定の場所に返却しなければならない。

(貸出)

第6条 図書の貸出（LDIC外への貸出をいう。以下同じ。）の手続きは、次条に規定する利用者カードによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学内利用者は、利用者カードの代わりに、本学発行の身分証明書（IDカード）を使用する。

(利用者カード)

第7条 学外利用者は、本学への申請により利用者カードの交付を受けることができる。

- 2 利用者カードの有効期間は、5年とする。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 利用者カードを紛失した場合は、直ちにLDICに届け出るものとする。ただし、届出以前の損失についての責任は、紛失した者が負わなければならない。
- 5 前項の届出をした場合は、利用者カードの再交付を受けることができる。

(貸出総数及び期間)

第8条 貸出できる図書の総数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 教職員 5冊以内、 2週間以内
- (2) 大学院生及びそれに準ずる者 5冊以内、 2週間以内
- (3) 学部学生及びそれに準ずる者 1冊以内、 1週間以内

(貸出制限)

第9条 次の資料は、授業で使用する場合を除き、原則として貸出を禁止する。

DVD、CD、ゲームなど

(転貸の禁止及び更新)

第10条 利用者は、貸出を受けた図書を転貸してはならない。

2 貸出期間の延長は、次の貸出予約がない場合において、1週間に限り延長できる。

(返却)

第11条 利用者は、貸出を受けた図書を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

2 次に掲げる場合には、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学に属する身分を失ったとき。
- (2) 休学、留学等の理由により長期に渡り本学を離れるとき。
- (3) その他センター長が必要と認めたとき。

(督促)

第12条 LDICは、所定の貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者に対し、電子メール、電話等の手段によって返却を督促する。

(貸出の停止等)

第13条 LDICは、所定の貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者に対し、当該延滞した日数分、図書の貸出を停止することができる。

(紛失等の弁償)

第14条 利用者が、図書・資料を紛失し、汚損し、又は破損したときは、同一の図書又はLDICが指定する同一内容の図書若しくはLDICが相当として提案する金額により弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。